

平成 26 年 12 月 24 日

家財保険「賃貸くらし安心保険」のパンフレット等の訂正とお知らせ

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび賃貸住宅入居者様向けの「賃貸くらし安心保険」のパンフレット等において、普通保険約款に規定している項目の一部の記載漏れ等がございました。

深くお詫び申し上げますとともに、該当箇所について下記のとおり訂正させていただきます。

今後につきましては、普通保険約款ならびに訂正後の内容に基づき補償させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

◇パンフレットおよび重要事項説明書記載の「賠償責任保険・借家人賠償」の説明文において、下線部分の記載が漏れていましたので、追記いたしました。なお普通保険約款には記載されております。

貸主さんへの賠償事故を補償

火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れ、盗難または前記の事故以外の不測かつ突発的な事故により、借用する住宅に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償を負担する場合に、1回の事故につき個人賠償と合わせて1,000万円を限度として、賠償保険金をお支払いします。

ただし、上記の不測かつ突発的な事故は、損害額が10万円以上の場合のみ対象となります。

◇パンフレット記載の借用住宅の修理費用の説明文において、従来は下線部分の説明がイラストの下段にありましたが、今回、項目の説明欄に集約いたしました。

100万円または保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度として、修理費用の実費から自己負担額（免責額）3,000円を差し引いた残額をお支払いします。

1から9までの事故以外の不測かつ突発的な事故は、1回の事故につき、その損害額が10万円以上になった場合に修理費用保険金をお支払いします。

◇保険契約申込書および保険証券の記載に、普通保険約款と異なる表示がありました。

保険契約申込書および保険証券の「費用保険金額欄」に100万円と表示されていますが、普通保険約款の表示に合わせ「100万円または保険金額の20%のいずれか低い額」に訂正いたします。

なお、パンフレットおよび重要事項説明書には、普通保険約款どおりに表示されています。

以 上